

太郎原取水場天日乾燥堆積汚泥処分業務委託

仕様書

第一章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は太郎原取水場天日乾燥堆積汚泥処分業務委託に適用するものとし、本仕様書・図面により業務を行うものとする。

(業務委託の場所)

第2条 本業務の履行場所は久留米市太郎原町の太郎原取水場とする。

(業務内容)

第3条 本業務の概要は次のとおりとし、詳細は第二章及び第三章に明記する。

(1) 天日乾燥施設に堆積した汚泥（雑草を含む）の収集運搬及び処分 1式

(人員及び機材の確保)

第4条 積込み・運搬・処分などの業務を遂行するために必要な人員及び機材は、すべて受注者において確保するものとする。

(軽微な変更)

第5条 設計書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更または業務上当然必要なものについては、発注者と受注者の協議による。

(法令の遵守)

第6条 業務の履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法、その他関係法令及び条例等に従い適切に行うものとする。

(暴力団排除に関する事項)

第7条 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

(暴力団排除に係る下請契約に関する事項)

第8条 受注者は、当該業務の下請に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 下請契約の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- 2 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを発注者へ提出すること。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

第9条 受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取り扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

(安全一般)

第10条 業務の安全に留意して現場管理を行ない、無災害に努めるものとする。

(作業場所付近での運転)

第11条 作業場所付近での運転については徐行運転とし、アスファルト、コンクリート等を損傷しないよう十分注意しなければならない。また作業場所付近で工事が実施されている場合は、発注者と協議の上、工事に支障が無いよう配慮すること。

(事故処理及び報告義務)

第12条 業務実施に関連して事故が発生したときは応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに発注者に報告しなければならない。

(疑義の委任)

第13条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または仕様書の定めのない業務については発注者と受注者の協議による。

(履行期間)

第14条 契約日の翌日から起算して45日間とする。

ただし天日乾燥施設での収集運搬作業は令和4年2月15日までとする。

第二章 業務全般に関する事項

(必要な資格)

第15条 受注者は以下に掲げるもののほか、業務にあたり必要な資格を有すること

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による福岡県及び搬出先県市の産業廃棄物収集運搬業及び処分業（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る）の許可。

(搬出先自治体の事前協議)

第16条 福岡県外の施設へ運搬する場合であり、搬出先自治体が県外産業廃棄物の持ち込みに対し事前協議制度を設けている場合は、契約前に協議を行い、搬出先自治体の承認をもって契約を行うものとする。

(現場確認等)

第17条 受注者は業務を開始するまでに、業務場所の現場注意事項、業務手順等の確認のため事務内容について事前に発注者と協議を行うものとする。

(提出書類)

第18条 業務に際し次の書類を提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 産業廃棄物処理計画書(様式第82号)
 - ・産業廃棄物収集運搬の許可証の写し
 - ・フローシート(製品等へ利用するにあたり、処理の工程がわかるもの)
 - ・運搬車両一覧(車検証の写しを添付)
 - ・運搬経路図(地図を添付)
 - ・緊急時連絡体制表
- (2) 業務完了報告書(様式第83号)
 - ・マニフェスト
- (3) その他監督職員から要請があったもの

(報告)

第19条 受注者は業務完了後に速やかに報告書を作成し、マニフェストとともに処分状況の報告を行うこと。

第三章 収集運搬及び処分に関する事項

(汚泥の性状)

第20条 放光寺浄水場排水処理施設より浚渫した汚泥を天日乾燥したもの。
※汚泥は雑草を含む

(搬出予定量)

第21条 搬出予定量は以下とする。
搬出予定量 120 m³

(処分仕様)

第22条 搬出した汚泥は産業廃棄物として収集運搬及び処分を行うものとする。

(収集運搬車両)

第23条 収集運搬を行う車両は、産業廃棄物の収集運搬車両として登録した車両を使用するものとする。

(数量の確認)

第24条 運搬毎に、積載後に発注者が立会の上、積載数量を確認し、発注者が産業廃棄物管理票を発行することとする。